

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 安平町介護保険第1号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の方および生計維持者の収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の方で次の要件に該当する場合は、介護保険料が減免となります。

要件（①②のいずれかに該当する方）

- ①感染症により、生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方
- ②感染症により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入などの減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者の方

※②に該当する場合は、次の i および ii に該当すること。

- i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3であること。
- ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること。

減免額

- ①に該当する方 全額免除
- ②に該当する方 一部免除（対象保険料額に減免割合をかけた金額）

②に該当する方の減免額算定基準

・対象保険料額 = $A \times B / C$

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

・減免割合

Cが200万円以下の場合…10/10

Cが200万円超の場合 … 8 / 10

※事業の廃止や失業の場合は、前年の所得に関わらず対象期間の保険料が全額免除となります。

申請方法

介護保険料減免・徴収猶予申請書に下記の添付書類を添えて提出してください。

- ①に該当する方 医師の診断書等の写し
- ②に該当する方 収入の減少を証明できるもの（令和4年2月以降の収入を証明する書類と比較できる前年の収入を証明する書類。例：給与明細書、事業収入など）

減免となる保険料の対象期間

令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険料

徴収済みの保険料について

対象期間の保険料で徴収済みのものは、保険料の再計算を行ったあとお返しします。

申請先・問合せ

健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072